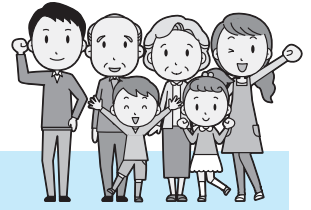


ねんきん酒田

発行
平成30年4月1日
酒田市国保年金課

公的年金は、やがて迎える老後や、万が一、けがや病気で障がいが残ったとき、一家の働き手が亡くなったときに年金を受給できるよう、保険料を出し合ってお互いを支え合う制度です。



① 国民年金に加入する方

日本国内に住む20歳以上60歳未満のすべての方は、国民年金への加入が法律で義務付けられています。国民年金の加入者のことを被保険者といい、職業等により次の3種類に分かれています。

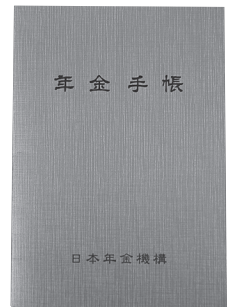
区分	第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
加入者	第2号被保険者・第3号被保険者以外の方 (自営業者・学生等)	会社員・公務員など 厚生年金の加入者	第2号被保険者に 扶養されている 配偶者
保険料の 納付方法	月額 16,340円 (平成30年度) ご自身で納付が必要です	給料から天引きされた本人 負担分と事業主負担分を合 わせて勤め先が納付します	配偶者(第2号被保険者) の加入している年金制度が 負担します
手続き先	国保年金課または 各総合支所地域振興課	勤務先	配偶者の勤務先

20歳になったら国民年金加入の届出を

20歳を迎えたら、日本年金機構から国民年金加入の案内書が届きますので、第1号被保険者になるための手続きを、ご自身で行ってください(第2号被保険者、第3号被保険者は除きます)。

- ① 同封の「国民年金被保険者資格取得届書」に必要事項を記入し、誕生日の前日から14日以内に国保年金課窓口へ提出してください(日本年金機構への郵送も可)。
- ② 「年金手帳」が届きます。
- ③ 「国民年金保険料納付書」が届きます。

*経済的に保険料の納付が難しいときは、免除・学生納付特例等の利用についてご相談ください。
*納めた保険料は全額「社会保険料控除」の対象となります。



(平成22年1月以降に発行された年金手帳)

保険料の納付期限 納付対象月の翌月末です。

納付期限を経過した場合でも、期限から2年間は納付書で保険料を納めることができます。ただし、納付期限までに納めるか、免除などの申請手続きをしないと、障がいが残ったときや一家の働き手が亡くなったときに年金を受給できない場合がありますので、ご注意ください。

保険料の納付方法

口座振替

ご希望の口座から自動的に引き落とされます。当月末に振替する「早割」など、お得な割引もあります。通帳、金融機関届出印、基礎年金番号の分かるもの(年金手帳や納付書)をお持ちの上、金融機関か鶴岡年金事務所へお申込みください。

納付書払い

日本年金機構から送付された納付書により金融機関・ゆうちょ銀行・コンビニエンスストアで納付することができます。

*市役所・総合支所、鶴岡年金事務所の窓口では納めることができません。

クレジットカード

鶴岡年金事務所へお申込みください。

*口座振替、クレジットカード納付の申込用紙は、日本年金機構のホームページ <http://www.nenkin.go.jp/> からダウンロードすることができます。

お得な前納（前払い）

2年度分、1年度分、または6ヶ月分の保険料をまとめて前納すると保険料が割引されます。納付書でも前納できますが、口座振替はさらにお得です。

○口座振替前納申込期限

前納の種類	申込期限	振替日
2年前納（4月分～翌々年3月分）	2月末日	4月末日
1年前納（4月分～翌年3月分）		
6ヶ月前納（4月分～9月分）	8月末日	10月末日

平成30年度分国民年金保険料での割引額の比較

納付方法		割引額	納付額
毎月納付	現金納付	なし	196,080円
	クレジットカード納付		
	翌月末振替の口座振替		
当月末振替の口座振替（早割）		600円	195,480円
現金・クレジットカードで6ヶ月前納		800円	97,240円
口座振替で6ヶ月前納		1,110円	96,930円
現金・クレジットカードで1年前納		3,480円	192,600円
口座振替で1年前納		4,110円	191,970円
現金・クレジットカードで2年前納		14,420円	378,580円
口座振替で2年前納*		15,650円	377,350円

*平成30年度保険料16,340円、平成31年度保険料16,410円で計算

年金額を増やしたい場合（付加保険料を納付する）

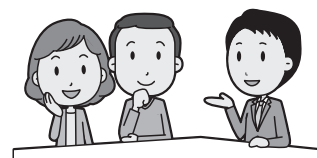
申出は、市役所または鶴岡年金事務所へ

定額保険料16,340円の他に、付加保険料月額400円を追加して納付すると、老齢基礎年金に、付加年金を上乗せして受給できます。

付加年金（年間受取額）の計算式 $200円 \times 付加保険料を納付した月数$

※申し出された月からの納付となります。さかのぼって納付することはできません。

※保険料免除・猶予等の承認を受けている方は加入できません。



2 国民年金には3つの基礎年金給付があります

老齢基礎年金

原則65歳から生涯受給できます。ただし、希望すれば減額繰上げ受給、増額繰り下げ受給できる制度があります。



年金額（30年4月～）

（年額）

779,300円

この額は、20歳から60歳までの40年間、すべての保険料を納めた場合です。保険料の未納や免除期間がある場合、減額されます。

障害基礎年金

けがや病気で障害年金の等級1級・2級の状態になったときに受給できます。受給要件については、お問い合わせください。



年金額（30年4月～）

[1級]

974,125円

[2級]

779,300円

※子がいる場合、加算があります。

子の年齢要件

- ・18歳の誕生日の属する年度の年度末を経過していない子
- ・20歳未満で障害年金の等級表1級または2級の障がいのある子

遺族基礎年金

国民年金加入者や老齢基礎年金の受給資格を満たした人などが亡くなったとき、その人に生計を維持されていた子のいる配偶者、または子が受給できます。

年金額（30年4月～）

[子が1人の配偶者]

1,003,600円

[子1人]

779,300円



老齢基礎年金を受給するためには…

受給資格期間（保険料を納めた期間・免除期間を合わせた期間）が、原則として10年以上あることが必要です。

障害基礎年金・遺族基礎年金を受給するためには…

初診日（遺族基礎年金の場合は死亡日。以下「初診日等」という）の前日に、次の①または②の納付要件を満たしている必要があります。

- ①初診日等のある月の前々月までの年金加入期間の3分の2以上の期間について、保険料が納付または免除されていること。
- ②初診日のある月の前々月までの直近1年間に保険料の未納がないこと。

※初診日とは、障がいの原因となったけがや病気について、初めて医師または歯科医師の診療を受けた日です。

※年金額は、前年の消費者物価や賃金の変動等によって毎年度改定されます。

③ 保険料の納付に困ったときは、免除等についてご相談ください

保険料免除 申請手続きが必要です。原則申請日より2年1か月前までさかのぼって申請ができます。

受付期限がありますので、国保年金課または各総合支所地域振興課へお早めにご相談ください。

種類	内容	平成30年度 納付額 (月額)	平成30年度 免除(猶予)額 (月額)	受給額に反映 する金額(年額) 平成30年度の 受給基準	受給資格 期間(10年) に計算
納付	保険料を納めることをいいます。保険料を納めることで満額の年金を受給できます。	16,340円	—	1,624円	されます ○
申請 免除	全額免除	0円	16,340円	812円	免除後の 保険料を 納付した 期間について されます ○
	4分の3免除 (4分の1納付)	4,090円	12,250円	1,015円	
	半額免除 (2分の1納付)	8,170円	8,170円	1,218円	
	4分の1免除 (4分の3納付)	12,260円	4,080円	1,421円	
納付猶予制度 (50歳未満の方)	「申請者本人」 「申請者の配偶者 (別居を含む)」 それぞれの前年所得が一定以下の場合には承認されると保険料の支払いを猶予することができます。	0円	16,340円	0円	されます ○
学生納付 特例制度	前年の所得が118万円以下の学生は、承認されると在学期間中の保険料の支払いを猶予することができます。	0円	16,340円	0円	○
法定免除	障害年金1級または2級を受給されている方、生活保護法による生活扶助を受けている方は、前年の所得に関わらず、届出することで保険料の全額が免除されます。	0円	16,340円	812円	
未納	保険料、または一部免除された場合の免除後の保険料を納めない状態をいいます。督促等の対象になるほか、年金を受給できなくなる場合があります。	0円	—	0円	されません ×

離職(退職・失業)による特例
所得審査の対象となる方の中に、離職した人がいる場合、その人の所得を除外して審査が行われます。

承認期間

申請免除・納付猶予は7月から翌年6月まで、学生納付特例は4月(または20歳誕生日、ただし、1日が誕生日の方は、前月)から翌年3月までです。

必要なもの

- 年金手帳またはマイナンバーのわかるもの(本人確認が必要です)・印鑑・離職された方がいる場合は、雇用保険被保険者離職票または雇用保険受給資格者証など
- 学生納付特例の申請は、上記に追加して学生証の写し(表と裏の両面)または申請する年度の在学証明書

代理で申請する場合

- 代理人の身分証明、申請者本人の認印
- ◎同一世帯以外の方が申請する場合は、委任状が必要です。



免除等の期間の保険料を納付(追納)する

申込は市役所または鶴岡年金事務所へ

免除・納付猶予・学生納付特例の承認期間は、保険料を全額納付したときに比べ、将来受給する年金額が少なくなります。追納の場合、10年前までさかのぼって納めることができます。追納することにより、老齢基礎年金の受給額を増やすことができます。ただし、3年度目以降に追納するときは、当時の保険料に加算額がつきます。

④ 国民年金保険料の未加入期間や納め忘れのある方へ

20歳から60歳までに国民年金の未納期間や未加入期間があり、年金受給資格期間(10年)を満たしていない方は、下記の方法で国民年金保険料を納めることができます。

未納期間の保険料を納付(後納)する 申込は、鶴岡年金事務所へ

過去5年以内に納め忘れ(未納)期間があれば、後納申込みをすると古い期間から納付できます。平成30年9月30日までの納付が必要です。後納金額は、当時の保険料に一定金額が加算されます。

60歳以降に任意加入をする 申込は、市役所または鶴岡年金事務所へ 月額 **16,340円** (平成30年度)

加入できる方は、以下の通りで、ご本人の申出が必要です。

- 日本国内に住む60歳以上65歳未満の方
 - ※65歳に達しても受給資格期間が足りない方は、70歳になるまでの期間で受給権が確保できるまで加入期間を延長できます。(昭和40年4月1日以前に生まれた方のみ)
- 老齢基礎年金の繰上げ支給を受けていない方
 - ※任意加入は、申し出月からの加入となります。さかのぼって任意加入することはできません。
 - ※口座振替での支払いになりますので、通帳と金融機関の届出印をお持ちください。



⑤ こんなときは市役所へ届出を ※20歳から60歳までの方が対象になります。

届出内容	退職したとき	第2号被保険者から第1号被保険者へ種別変更
	配偶者の扶養から外れたとき (例) 配偶者が退職した、本人の収入増、離婚した	第3号被保険者から第1号被保険者へ種別変更
	勤めている配偶者が65歳になったとき	
必要なもの	○資格喪失日(扶養から外れた日)の分かる書類(例)資格喪失連絡票、雇用保険被保険者離職票等 ※勤めている配偶者が65歳になった時は不要 ○年金手帳またはマイナンバーのわかるもの ○ご本人の身分証明 ○印鑑 ※本人・同一世帯以外の方が届出される場合は、委任状が必要です。	
受付時間	月曜日～金曜日/午前8時30分～午後5時15分(祝祭日・年末年始を除く)	
お問い合わせ	酒田市役所国保年金課国民年金係 ☎26-5728(直通) 松山総合支所地域振興課市民係 ☎62-2611(代表) 八幡総合支所地域振興課市民係 ☎64-3112(直通) 平田総合支所地域振興課市民係 ☎52-3913(直通)	

⑥ 年金受給に関するご相談は街角の年金相談センター酒田へ

主な相談内容	○受給相談および年金見込み額の試算 ○厚生年金、国民年金の受給手続き ○源泉徴収票・支払通知書・年金証書などの再発行 ○ねんきん定期便などの記録照会
必要なもの	○ご本人の身分証明 ○マイナンバーのわかるもの ○印鑑 ○年金手帳または年金証書 ※本人以外の方が相談される場合は、委任状と代理の方の身分証明が必要です。
受付時間	月曜日～金曜日/午前8時30分～午後5時15分(祝祭日・年末年始を除く) 週の初日/午後7時まで時間延長 毎月第2土曜日/午前9時30分～午後4時
問い合わせ先・年金相談予約番号	街角の年金相談センター酒田 ☎22-4554 鶴岡年金事務所 ☎(0235)23-5040 *ご相談に行かれる場合は、日時を予約されてから来所されるとお待ちになることが少なくなります。 (予約専用電話)ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165

